



経営向上資金融資（ウイルス緊急対策）

募集期間

2020年3月17日から2020年10月1日まで

目的

新型コロナウイルスの流行により、事業活動に影響を受ける、又はそのおそれのある中小企業者の資金繰りを支援するため、経営向上資金融資の対象要件を拡充し、特別融資を実施します。

支援内容

融資限度額□1,000万円□
償還期間□6年以内（据置6か月以内）
年利率□2.0パーセント以内□
利子補給□1.5パーセント以内□
本人実質負担□0.5パーセント□
信用保証料 当該融資分全額補助

対象者の詳細

次の要件と基本要件に全て該当し、融資の返済が可能であると認められる中小企業者であること。

新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令〔令和2年政令第11号〕に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の流行に伴い、事業経営に影響を受け、又はそのおそれがあると認められる中小企業者であること。

事業経営への影響が認められる中小企業者の要件

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う要因により、当該中小企業者の令和2年1月以降の売上が減少し、以下のいずれかの要件に該当すること。

（イ）最近1か月間、2か月間又は3か月間の売上が前年同期比で5%以上減少した事業者

（ロ）最近1か月間とその後の2か月間を含む3か月間の売上の見込みが、前年同期比で5%以上減少することが見込まれる事業者

基本要件

法人の場合：江戸川区内に1年以上本店を有し、区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。ただし、区内に本店を移して1年未満でも、区外の期間を含めて通算営業期間が1年以上であれば融資の対象とします。

個人の場合：江戸川区内に1年以上住所を有し、区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。ただし、区内に住所がなくても、区内のみに事業所があり、3年以上同一事業を営んでいる場合は融資の対象とします。

法人は法人税・法人住民税又は法人市町村民税を、個人は所得税・特別区民税又は市町村民税を完納していること。

信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。

法律に基づく資格及び許認可等を要する業種にあっては、その資格及び許認可等を受けていること。

中小企業者であること。

対象地域



お問い合わせ

生活振興部産業振興課相談係（中小企業相談室）

電話：03-5662-0538（直通）

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金